

見逃さないで!子どもたちのSOS

11月は児童虐待防止推進月間です

全国の児童虐待相談対応件数は年々増加しています。体罰などのない社会を実現していくために、子育て中の親子には温かいまなざしで声掛けをして、一人ひとりが子どもをやさしく見守る社会を作りましょう。

問い合わせ 子育て応援課こども福祉係
(プラザけやき内 ☎35-0914)

今年度の標語

「だれか」じゃなくて
「あなた」から



これらはすべて児童虐待です

- 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、屋外に締め出すなど ⇒ 身体的虐待
- 暴言を浴びせる、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など ⇒ 心理的虐待
- 食事を与えない、自宅に放置する、受診・通学させないなど ⇒ 育児放棄
- わいせつな行為、性的行為を見せる、性的関係の強要など ⇒ 性的虐待



子どもや保護者のこんなサインに気づいたら・・・児童虐待かも

【子どもの様子】

- 日常的に子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 親を怖がって、常に緊張した様子
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 身長や体重が著しく小さかったり、少なかったりする
- 着衣や体がいつも汚れている
- 親と一緒にいる所を見かけない
- 落ち着きがなく乱暴

【保護者・家族の様子】

- 子どもの養育について無関心
- 子どもだけを家においたまま外出する
- 泣いてもあやさない



児童虐待かもと思ったら
すぐに電話してください

児童相談所
虐待対応ダイヤル
(通話料無料)



困ったら近くの児童相談所へ

子育て応援課こども福祉係 (家庭児童相談室)
☎35-0955 平日(午前8時15分～午後5時)

静岡県西部児童相談所
☎0538-37-2810 平日(午前8時30分～午後5時15分)

相談・通告についてのQ & A

Q. 告げ口をしているようで連絡をためらいます。

A. 連絡することは、虐待の犯人捜しではありません。子どもを守ることで、保護者や家族を救うことになります。

Q. 虐待があると思い通告しましたが、虐待でなかった場合どうなりますか。

A. 通告内容を虐待と決めつけず、虐待があるかどうかを慎重に調査します。その際、通告された人に通告の詳細を伝えることはありません。

Q. 「しつけ」のためにやっていると言われた場合、虐待にあたりますか。

A. 子どもの立場に立って判断した時、子どもにとって心と身体を傷つけることであれば虐待になります。

